2　ガジャマダ大学産学連携施設整備計画	八十三億九百万円			七年の据置期間の後十八年	七年
		コンサルタントに対する支払部分	六箇月の貸出しに適用される適用可能なロンドン銀行間取引金利に〇・一パーセントを加えたもの（注）		
			〇・〇一		

総　額　千二百七十二億千五百万円

（注）六・五二一パーセントよりも高い場合には、年間の利子率は六・五二一パーセントとされる。また、〇・一パーセントよりも低い場合には、年間の利子率は〇・一パーセントとされる。

（インドネシア側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本官は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本官は、更に、前記の了解をインドネシア共和国政府に代わって確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

本官は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千十七年十一月十三日にジャカルタで

インドネシア共和国

外務省アジア・太平洋・アフリカ総局長　デスラ・プルチャヤ

インドネシア共和国駐在

日本国特命全権大使　石井正文閣下

〇外務省告示第三百九十号

昭和二十九年五月十四日にハーグで採択された「武力紛争の際の文化財の保護に関する条約」の締約国につき、平成二十九年十一月十五日現在で、次のとおり追加があった（平成十九年九月十二日外務省告示第五百二十二号からの追加）。

締約国	批准書の寄託日	当該締約国についての発効日
ニュージーランド	平成二十年七月二十四日	平成二十年十月二十四日
アメリカ合衆国	平成二十一年三月十三日	平成二十一年六月十三日

締約国	加入書の寄託日	当該締約国についての発効日
チャド共和国	平成二十年六月十七日	平成二十年九月十七日
バーレーン王国	平成二十年八月二十六日	平成二十年十一月二十六日
チリ共和国	平成二十年九月十一日	平成二十年十二月十一日
アンゴラ共和国	平成二十四年二月七日	平成二十四年五月七日
ベナン共和国	平成二十四年四月十七日	平成二十四年七月十七日
エチオピア連邦民主共和国	平成二十七年八月三十一日	平成二十七年十一月三十日
トーゴ共和国	平成二十九年一月二十四日	平成二十九年四月二十四日

平成二十九年十二月一日

外務大臣　河野　太郎

〇外務省告示第三百九十一号

平成二十九年十一月二十日にビサウで、ギニアビサウ共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する次の概要の書簡の交換が世界食糧計画との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　食糧援助規約に関連して行われる食糧援助を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　二億六千万円

3　署名者

日　本　側　江草恵子在ギニアビサウ参事官

世界食糧計画側　川口紀代美在ギニアビサウ事務所代表

平成二十九年十二月一日

〇厚生労働省告示第三百四十八号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第四十一条第一項の規定に基づき、日本薬局方（平成二十八年厚生労働省告示第六十四号）の一部を次のように改正する。ただし、この告示による改正前の日本薬局方（以下「旧薬局方」という。）に収められていた医薬品（この告示による改正後の日本薬局方（以下「新薬局方」という。）に収められているものに限る。）であって同日において現に同法第十四条第一項の規定による承認を受けているもの（同年十一月三十日において、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第十四条第一項の規定に基づき製造販売の承認を要しないものとして厚生労働大臣の指定する医薬品等（平成六年厚生省告示第百四号）により製造販売の承認を要しない医薬品として指定されている医薬品（以下「承認を要しない医薬品」という。）を含む。）については、平成三十一年五月三十一日までは、旧薬局方で定める名称及び基準（当該医薬品に関する部分に限る。）は新薬局方で定める名称及び基準とみなすことができるものとし、新薬局方に収められている医薬品（旧薬局方に収められていたものを除く。）であって平成二十九年十二月一日において現に同項の規定による承認を受けている医薬品（承認を要しない医薬品を含む。）については、平成三十一年五月三十一日までは、新薬局方に収められていない医薬品とみなすことができるものとする。

平成二十九年十二月一日

厚生労働大臣　加藤　勝信

（「次のよう」は省略し、新薬局方の全文を厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課及び地方厚生局並びに都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。）

〇農林水産省告示第千九百二十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十九年十二月一日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　解除に係る保安林の所在場所　宮城県石巻市湊字隠里山二の一（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を宮城県庁及び石巻市役所に備え置いて縦覧に供する。）

〇農林水産省告示第千九百二十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十九年十二月一日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　解除に係る保安林の所在場所　高知県高岡郡四万十町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を高知県庁及び四万十町役場に備え置いて縦覧に供する。）